建設工事紛争審査会における
建設工事紛争処理手続の手引

目　　次

	ページ
Ⅰ．建設工事紛争審査会のあらまし	1
Ⅱ．紛争処理手続の流れ	5
Ⅲ．紛争処理に要する費用	7
Ⅳ．紛争処理の申請方法	9
Ⅴ．申請書記載例	11
Ⅵ．答弁書記載例	16
Ⅶ．委任状書式例	19
Ⅷ．都道府県建設工事紛争審査会事務局の住所・電話番号一覧	20
Ⅸ．主張整理票	22

島根県建設工事紛争審査会事務局

Ⅰ．建設工事紛争審査会のあらまし

1．審査会の目的

建設工事の請負契約をめぐる紛争の解決には、建設工事に関する技術、行政、商慣行などの専門的知識が必要になることが少なくありません。

建設工事紛争審査会は、こうした建設工事の請負契約をめぐる紛争につき、専門家による迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法に基づき、国土交通省（中央建設工事紛争審査会）及び各都道府県（都道府県建設工事紛争審査会）に設置されております。

審査会は、原則として当事者双方の主張・証拠に基づき、公正且つ中立の立場において民事紛争の解決を図る準司法的機関です。

よって、一方の主張・証拠のみをもっての紛争の解決や、建設業者に対する指導監督、及び技術的鑑定による瑕疵の立証等を行うための機関ではありません。

2．審査会の委員

審査会の委員は、弁護士を中心にした法律委員と、建築・土木等の各技術分野の学識経験者や有資格者などの専門委員から構成されており、専門的、かつ、公正・中立の立場で紛争の解決に当たります。

3．審査会の取り扱う事件

審査会は、当事者の一方又は双方が建設業者である場合の紛争のうち、工事の瑕疵（不具合）、請負代金の未払いなどのような「工事請負契約」の解釈又は実施をめぐる紛争の処理を行います。

したがって、不動産の売買に関する紛争、専ら設計に関する紛争、工事に伴う近隣者との紛争、直接契約関係にない元請・孫請間の紛争などは取り扱うことができません。

4．紛争処理の方法

審査会は、**「あっせん」、「調停」又は「仲裁」**のいずれかの手続によって紛争の解決を図ります。

申請人は、事件の性質、解決の難易、緊急性などを判断して、そのいずれかを選択して申請することとなります。（ただし、**「仲裁」の申請をするには、当事者間に「仲裁合意」があることが必要です**。）［Ⅰの７参照］

審査会の行う紛争処理の手続は、原則として非公開です。

5. 審査会の管轄

(1) 中央審査会

① 当事者の一方又は双方が国土交通大臣の許可を受けた建設業者である場合

② 当事者の双方が建設業者で、許可をした都道府県知事が異なる場合

(2) 都道府県審査会

① 当事者の一方のみが建設業者で、当該都道府県の知事の許可を受けたものである場合

② 当事者の双方が当該都道府県知事の許可を受けた建設業者である場合

③ 以上のほか、当事者の双方が許可を受けた建設業者でなく、その紛争に係る建設工事の現場が当該都道府県の区域内にある場合

(3) 管轄合意

上記（1）（2）にかかわらず、**当事者双方の合意により、いずれの審査会にも紛争処理を申請することができます**。

〔例〕島根県知事の許可を受けた業者と山口県知事の許可を受けた業者との間の紛争については、管轄合意がなければ、建設業法の規定により中央審査会が管轄することになりますが、当事者双方が合意すれば、島根県審査会、山口県審査会、広島県審査会などに紛争処理を申請することができます。

（様式例）

管轄合意書

工事名
工事場所
注文者
請負者

上記工事の請負契約に関する紛争について、○○建設工事紛争審査会を建設業法による紛争処理の管轄審査会とすることを合意します。

平成　　年　　月　　日

注文者　　印

請負者　　印

６．あっせん、調停、仲裁の違い

種類	内　　容	特　　色
あっせん	審 理 内 容 …当事者双方の主張を聴き、当事者間の歩み寄りを勧め、解決を図る。 あっせん委員…１～２名 審 理 回 数…１～２回程度	調停の手続を簡略にしたもの。 技術的・法律的な争点が少ない場合に適している。 あっせんが成立したときは和解書を作成する。これは民法上の和解（第 695 条、第 696 条）としての効力をもつ。 別途公正証書を作成したり、確定判決を得たりしないと強制執行ができない。
調停	審 理 内 容 …当事者双方の主張を聴き、争点を整理し、場合によっては調停案を勧告して解決を図る。 調 停 委 員…３名 審 理 回 数…５～６回程度	当事者の互譲により、建設工事の実情に即した解決を図るもの。 技術的・法律的な争点が多く、あっせんでは解決が見込めない場合に適している。 調停が成立したときは調停書を作成する。これは民法上の和解（第 695 条、第 696 条）としての効力をもつ。 別途公正証書を作成したり、確定判決を得たりしないと強制執行ができない。
仲裁	審 理 内 容 …当事者双方の主張を聴き、必要に応じ証拠調べや立入検査をして、仲裁委員が仲裁判断を行う。 仲 裁 委 員…３名 審 理 回 数…必要な回数	仲裁委員が、建設業法及び仲裁法の規定に基づき仲裁判断を行うもので、民事訴訟に代わるもの。仲裁手続には、裁判のような上訴の制度はない。 仲裁を申請するには、当事者間の「仲裁合意」が必要。 仲裁判断は、確定判決と同一の効力を有する（仲裁法第 45 条第 1 項）ものであり、仲裁判断の内容については裁判所で争うことはできない。

※　審査会への仲裁の申請には、仲裁法第 29 条第 2 項により時効中断があります。あっせん及び調停については、建設業法第 25 条の 16 により、打切通知到達後 1 ヶ月以内に訴えを提起（仲裁申請を含む）した場合、あっせん又は調停の申請の時に時効が中断したものとみなされます。

７．仲　裁　合　意

仲裁合意とは、紛争の解決を第三者の仲裁に委ね、**裁判所への訴訟提起はしないことを約する当事者間の契約**です。

したがって、審査会に仲裁を申請するには、当事者間に審査会の仲裁に付する旨の仲裁合意があることが必要ですので、それを証するため、次のいずれかの書類を提出して下さい。

①　請負契約締結の際に仲裁合意書又は工事請負契約約款により仲裁合意をした場合
……　当該仲裁合意書又は工事請負契約約款

※　仲裁法の施行（平成 16 年 3 月 1 日）後に消費者と事業者の間で締結されたものについては、**消費者に解除権が認められており**（仲裁法附則第 3 条）、**仲裁合意が解除された場合には、仲裁判断が行われないまま手続が終了します**。

②　紛争が生じた後に当事者双方が仲裁を申請することに合意した場合
……　次の記載例のような仲裁合意書

（仲裁合意書の例）

仲　裁　合　意　書

工事名　　○○工事
工事場所　　○○県○○市○○町○○丁目○○番地○○号
住　所　○○○○○
注文者　　○○　○○
住　所　○○○○○○○○
請負人　　○○建設株式会社
代表取締役　○○　○○

平成○年○○月○○日付けで締結した上記工事の請負契約に関する紛争を、建設業法による○○建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服します。

平成　　年　　月　　日

注　文　者　　○○　○○　　印

請　負　人　　○○建設株式会社
代表取締役　　○○　○○　　印

Ⅱ．紛争処理手続の流れ

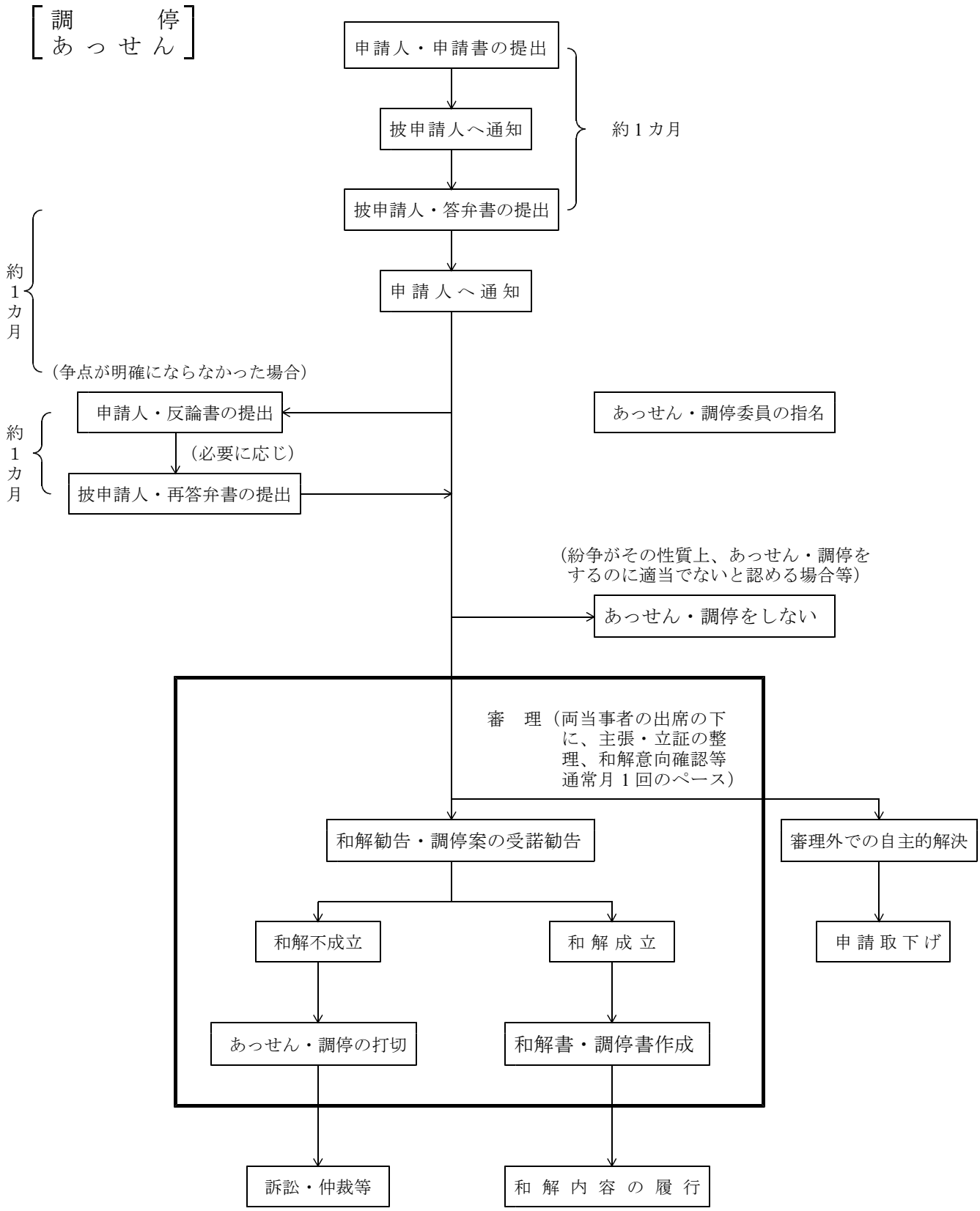
［調　停
あっせん］
申請人・申請書の提出
披申請人へ通知
披申請人・答弁書の提出
約1カ月
申請人へ通知
約1カ月
（争点が明確にならなかった場合）
申請人・反論書の提出
（必要に応じ）
約1カ月
披申請人・再答弁書の提出
あっせん・調停委員の指名
（紛争がその性質上、あっせん・調停をするのに適当でないと認める場合等）
あっせん・調停をしない
審　理（両当事者の出席の下に、主張・立証の整理、和解意向確認等通常月1回のペース）
和解勧告・調停案の受諾勧告
審理外での自主的解決
和解不成立
和解成立
申請取下げ
あっせん・調停の打切
和解書・調停書作成
訴訟・仲裁等
和解内容の履行

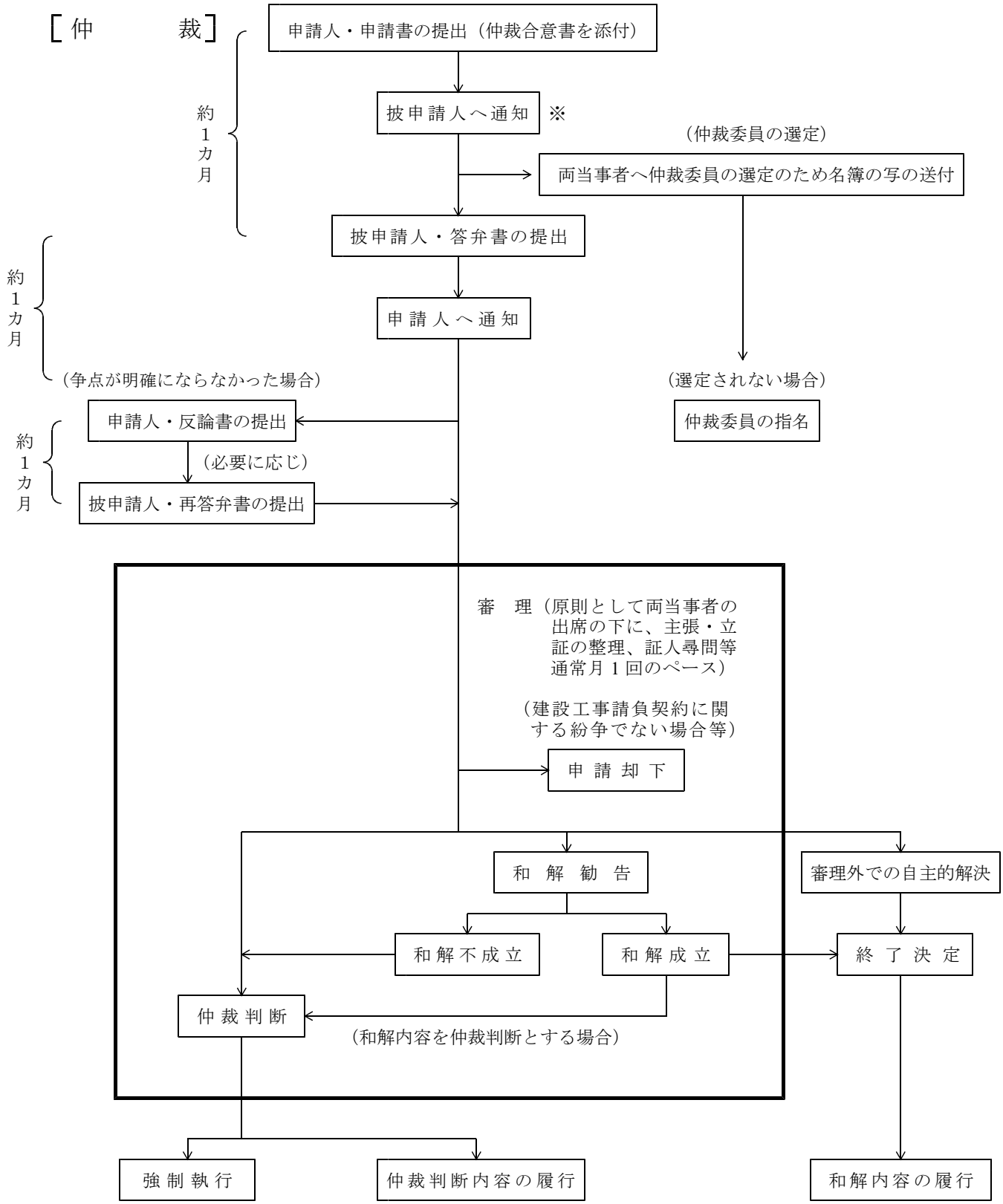

※　仲裁法の施行（平成16年3月1日）後に締結された仲裁合意に基づいて事業者が消費者を被申請人として申請書を提出した場合には、消費者に仲裁合意の解除権が認められており、その旨が併せて被申請人に通知されます。また、第１回口頭審理では、まず被申請人に対して解除権を放棄する意思があるかどうかの確認が行われます（仲裁法附則第3条）。

Ⅲ．紛争処理に要する費用

紛争処理の手続を行うには、以下のような費用が必要になりますが、原則として、両当事者はそれぞれ各自の出費分を負担することになっています。

1．申請手数料

(1) 紛争処理を申請するときは、申請人は、申請手数料を納めることが必要です。申請手数料の額は、「請求する事項の価額」（あっせん、調停又は仲裁を求める事項の価額）に応じて定められています。

(2) あっせん又は調停の打切りの通知を受けた日から２週間以内に当該あっせん又は調停の目的となった事項について仲裁の申請をする場合には、当該あっせん又は調停について納めた申請手数料の額を控除した残額を納めます。

(3) 申請後に請求内容を変更し、「請求する事項の価額」が増額になるときは、申請人は、増額後の「請求する事項の価額」に応じた手数料額と既に納付した手数料額との差額を追加納付することが必要です。

2．通信運搬費

(1) 審査会事務局が書類などを送付する費用として、申請人は、申請時に別途事務局から指示する金額（通常１万円程度）を予納します。

(2) 通信運搬費については、後日不足が生じそうになったときは、別途事務局から追加予納を請求します。また、紛争処理の終了後、精算を行い、剰余金があれば予納者に返還します。

3．書類、証拠の作成費用

審査会に提出する準備書面、見積書、鑑定書その他の書類や証拠の作成に要する費用は、それぞれの当事者が負担します。

4．立入検査、証人尋問等の費用

立入検査に要する旅費などの審査会経費、証人尋問の録音・反訳の費用などは、それぞれの当事者が負担するのが原則ですが、どちらの費用とも判定し難いものについては両当事者の合意により双方が折半で負担するのが通例となっています。（合意がない場合は申請人の負担となります。）

５．申請手数料の算出表

あっせん

請求する事項の価額	申　請　手　数　料　の　頼
100万円まで	10,000円
500万円まで	価額（1万円単位）×20円＋8,000円
2,500万円まで	価額（1万円単位）×15円＋10,500円
2,500万円を超えるとき	価額（1万円単位）×10円＋23,000円

調停

請求する事項の価額	申　請　手　数　料　の　額
100万円まで	20,000円
500万円まで	価額（1万円単位）×40円＋16,000円
1億円まで	価額（1万円単位）×25円＋23,500円
1億円を超えるとき	価額（1万円単位）×15円＋123,500円

仲裁

請求する事項の価額	申　請　手　数　料　の　額
100万円まで	50,000円
500万円まで	価額（1万円単位）×100円＋40,000円
1億円まで	価額（1万円単位）×60円＋60,000円
1億円を超えるとき	価額（1万円単位）×20円＋460,000円

※　1万円未満は切り上げて計算する。

〔計算例〕　750万5,000円の請求をする場合

あっせん－－ 751 × 15 ＋ 10,500 ＝ 21,765円

調　　停－－ 751 × 25 ＋ 23,500 ＝ 42,275円

仲　　裁－－ 751 × 60 ＋ 60,000 ＝ 105,060円

※　請求する事項の価額を算定できないときは、その価額を500万円として申請手数料を計算する。

Ⅳ．紛争処理の申請方法

１．申請に必要な書類

⑴ 申請書

申請書は、申請書記載例〔Ｖ参照〕の要領で作成し、申請人（又は代理人）が記名押印して提出して下さい。記載例の各項目は、建設業法で決められたものですので、必ずこれに従って作成して下さい。

⑵ 添付書類

次の場合は、それぞれの書類を必ず申請書（正本）に添付して下さい。

① 商業登記簿謄本又は資格証明書……当事者が法人のとき
（申請人と被申請人の双方が法人のときは、双方の分が必要です。）
（被申請人のものについても、最寄りの登記所等で手続できます。）
（申請人が個人で、被申請人が法人のときも、被申請人のものが必要です。）

② 本人からの委任状……代理人を選任したとき〔Ⅶ参照〕

③ 仲裁合意書……仲裁の申請をするとき〔Ｉの７参照〕

④ 管轄合意書……合意によって管轄審査会を定めたとき

⑶ 証拠書類

契約書、注文書、請書、契約約款、設計図、建築確認通知書、現場写真などの証拠書類があるときは、その「写し」を提出して下さい。

特に工事請負契約書は、最も基本的な証拠であり、請負契約に関する紛争であることを証明するためにも必要ですので、必ず提出して下さい。

⑷ 提出部数

申 請 書	正本1部、副本4部（あっせんは3部）
添付書類	正本1部
証拠書類	正本1部、副本4部（あっせんは3部）

（注）申請に多額の費用がかかる証拠書類（設計図など）は、審査会事務局と相談の上、提出部数を減らすことができます。

2. 申請手数料の納付

(1) 紛争処理を申請するときは、申請手数料を納付します。申請手数料の額は、あっせん、調停、仲裁ごとに、「請求する事項の価額」に応じて定められています。Ⅲの５の算出表により計算して下さい。

(2) あっせん又は調停の打切りの通知を受けた日から２週間以内に当該あっせん又は調停の目的となった事項について仲裁の申請をする場合には、当該あっせん又は調停について納めた申請手数料の額を控除した残額を納めます。

(3) 申請手数料は以下のいずれかの方法により納付してください。

①島根県収入証紙の場合

・申請書（正本）に申請手数料相当の県収入証紙を貼って納付して下さい。（消印はしないで下さい。）

・令和8年3月31日までに購入した収入証紙は、令和8年9月30日まで使用可能です。

②オンライン納付の場合

・申請内容画面を印刷し、申請書に添付してください。

・オンライン納付の詳細は島根県ホームページ（下記URL）をご参照ください。

URL：https://www.pref.shimane.lg.jp/kensetsu_sangyo/shoushihaishi/

3. 申請手数料の還付

次の場合に限り、納付された申請手数料の額（上記２（2）の場合には、あっせん又は調停について納めた申請手数料の額を控除した残額）の２分の１を還付します。

(1) 最初の期日の終了前に申請を取り下げた場合

(2) 口頭審理が開催されることなく仲裁手続の終了決定があった場合

これ以外の場合には、申請を取り下げたり、紛争処理をしないこととなったり、不調に終わったとしても、申請手数料は返還されません。

4. 通信運搬費の予納

(1) 審査会事務局が書類を送付する費用として、Ⅲの２の表に定める額の通信運搬費を「現金」で事務局に納入します。

(2) 予納された通信運搬費は、紛争処理の終了後、精算を行います。

5. 申請書等の提出

申請書などに不備があると申請を受理しないことがありますので、できるだけ郵便でなく、事前に申請の日時を連絡して印鑑を持参の上、審査会事務局に直接提出して下さい。

島根県審査会に申請するときに必要なもの

① 申請書・添付書類・証拠書類
② 申請手数料
③ 通信運搬費（現金に限る）
④ 印鑑（申請書正本に押印したもの）

Ⅴ．申請書記載例

調　停　申　請　書【注 1】

【注 2】

平成　　年　　月　　日申請

【注 3】

島根県建設工事紛争審査会　様

【注 4】

申　請　人　　印

1．当事者及びその代理人の住所氏名【注 5】

〒　○○県○○市○○町○丁目○番○号　　TEL（000）00 － 0000

申請人（注文者）　　○○　○○

〒　○○県○○市○○町○丁目○番○号　　TEL（000）00 － 0000

被申請人（請負人）　　○○建設株式会社

同代表者代表取締役　　○○　○○

2．許可行政庁の名称及び許可番号【注 6】

被申請人　○○建設株式会社

○○○○許可（○－○○）第○○○○号

3．調停を求める事項【注 7】

【注 8】

被申請人は、申請人に対し、本件工事請負契約に係る建築物の瑕疵に関し、瑕疵補修代金として金○○万円を支払え、との調停を求める。

4．紛争の問題点及び交渉経過の概要【注 9】

(1) 申請人と被申請人とは、平成○○年○月○○日甲第 1 号証のとおり本件工事請負契約を締結した。

本件工事については、平成○○年○月○○日に建築確認を受け（甲第 2 号証)、平成○年○月上旬に工事が完成し、申請人は同年○月○日本件建物の引渡しを受けた。

本件工事の請負代金については、申請人は平成○○年○月○日に○○○万円、同年○月○日に○○○万円、そして引渡し後の平成○○年○月○日に残金の○○○万円を被申請人に支払い、代金の支払いは完了している。

(2) ところが、本件建物には、次のような不具合が発生している。

① 外装タイルのはがれ

引渡し直後から建物北側の外装タイルがはがれ始め、雨水が浸水してくるために 2 階○○室の壁面を汚損するに至っている。(甲第 3 号証の 1 ないし 10)

このため、申請人は、被申請人に対し、この瑕疵について補修するよう申し入れたところ、平成○○年○月○○日両者間でこの外装タイル補修方法について合意した。(甲第 4 号証)

しかし、被申請人は誠意をもって対応せず、一向に補修を行わないので、上記合意どおりの補修方法により別業者に補修工事を行わせた。

この補修工事に要した費用は金○○万円（甲第 5 号証）であった。

② 設計と異なる電気器具の取付け

設計では、非常用の蛍光灯はバッテリー内蔵のものを取り付けることになっていたが、実際は普通の蛍光灯を取り付けており、その差額は○○万円であった。

③ ……

(3) よって、申請人は、被申請人に対し、上記（2）の①～③の合計金額○○万円の支払いを求めるものである。

5．その他紛争処理を行うに際し参考となる事項【注 10】

工事現場　○○県○○市○○町○丁目○番○号
工事名　○○マンション新築工事
工事概要　RC3 階建陸屋根共同住宅　延床面積○○㎡
請負金額　○○○○万円
工　期　平成○○年　○月　○日～　○月　○日

6．申請手数料の額　金○○○○○円【注 11】

添　付　書　類

商業登記簿謄本又は資格証明書　【注 12】
委　任　状　【注 13】
仲裁合意書　【注 14】
管轄合意書　【注 15】

証　拠　書　類【注 16】

甲第 1 号証　工事請負契約書（写し）　（←必ず提出する）【注 17】
甲第 2 号証　建築確認通知書（写し）
甲第 3 号証の 1 ないし 10　雨漏り、蛍光灯等の状況写真
甲第 4 号証　外装タイル補修方法に合意したことを証明する書面

甲第 5 号証　外装タイル補修工事費の領収書

甲第 6 号証

【注 18】

収　入 証　紙	収　入 証　紙	収　入 証　紙	収　入 証　紙

申請書は、A4 版、横書、左とじ

提出部数は、Ⅳの１の(4)参照

【申請書作成上の注意】

【注 1】　あっせん又は仲裁の場合は、それぞれ「あっせん申請書」、「仲裁申請書」と記載します。

【注 2】　申請書を実際に提出する年月日を記載します。

【注 3】　事査会の表示

①　審査会の管轄については、Ｉの５を参照して下さい。

②　中央審査会に申請するときは、「中央建設工事紛争審査会」と記載します。

【注 4】　申請人の表示

①　原則として、請負契約の名義人が申請人となります。

②　申請人が個人の場合は、個人名を記載し、押印します。

申請人が法人の場合は、法人名及び代表者の役職及び氏名を記載し、押印します。（契約名義が営業所長等であっても、申請人は原則として法人及びその代表者となります。）

③　代理人が申請する場合は、その氏名を記載し、代理人が押印します。

④　申請人の親族の名義や、支店長など代表権のない人の名義で申請するときは、代理人として記載します。

（ただし、審査会は、弁護士でない者が代理人となることを認めないことがあります。）

【注 5】　住所及び電話番号を必ず記載して下さい。

【注 6】　許可行政庁の名称及び許可番号

①　管轄審査会を確認する必要がありますので、申請人、被申請人の別を問わず、許可を受けている場合は必ず記載して下さい。

②　許可番号等は、建設業者から直接聞くか、次に問い合わせて下さい。

国土交通大臣許可の業者である場合……次々ページのとおり

都道府県知事許可の業者である場合……都道府県の建設業許可担当部局

【注 7】　調停を求める事項

①　訴状の「請求の趣旨」に相当する部分です。

何を請求するかの結論を書く部分ですので、その内容を極力簡潔に、説明抜きで数行程度にまとめて記載します。

②　あっせんの場合は「あっせんを求める事項」、仲裁の場合は「仲裁を求める事項」と記載します。また、「調停を求める。」の部分は、あっせんの場合は「あっせんを求める。」、仲裁の場合は「仲裁を求める。」と記載します。

【注 8】　「瑕疵」（かし）とは、建築物等が通常備えなければならない性質を欠いていることを言います。

【注 9】　紛争の問題点及び交渉経過の概要

①　訴状の「請求の原因」に相当する部分です。

請求の内容を具体的に説明する部分ですので、争点ごとに申請人の主張及び従来からの交渉の経過について必要な範囲で記載します。

②　被申請人のみならず、第三者である審査会の委員が十分理解できるように、分かり易く、できる限り証拠を示して記載して下さい。

【注 10】　工事請負契約書、建築確認通知書等に記載の事項を転記します。

【注 11】　申請手数料の額は、Ⅲの算出表で計算して下さい。

あっせん又は調停の打切りの通知を受けた日から２週間以内に当該あっせん又は調停の目的となった事項について仲裁の申請をする場合には、次のとおり、当該あっせん又は調停の事件番号及び当該事件について納めた申請手数料の額を括弧書きで付記してください。

６　申請手数料の額　金○○○○○円 （うち平成１６年(調)第○○号について納めた額　金○○○○○円）

【注 12】　商業登記簿謄本又は資格証明書

①　当事者が法人である場合は、代表者の代表権を証明するために提出します。法務局（登記所）で交付を受けて下さい。

②　申請人と被申請人の双方又は一方が法人のときは、法人の分全てが必要です。

【注 13】　紛争処理権限を代理人に委任する場合に提出します。

【注 14】　仲裁を申請する場合に提出します。……〔Ⅰの７参照〕

【注 15】　管轄合意に基づいて申請する場合に提出します。……〔Ⅰの５参照〕

【注 16】　証拠書類

①　申請人が提出する証拠書類は「甲」号証とします。なお、被申請人が提出する証拠書類は「乙」号証とします。

②　申請人が提出する証拠書類には、赤書で「甲第○○号証」と一連番号をふって下さい。

写真集のように数枚で一組になっているものについては、甲第○○号証の 1，2，……のように枝番号をふって下さい。

③　証拠書類には、号証ごとにﾍﾟｰｼﾞをふって下さい。

【注 17】　工事請負契約書（写し）

①　最も基本的な証拠であり、請負契約に関する紛争であることを証明するためにも必要ですので、必ず提出して下さい。

②　契約書添付の図面等は、請求内容に関係のある部分のみで結構です。

【注 18】　収入証紙

①　申請手数料分の県収入証紙を正本の末尾に貼ります。（割印をしないこと）

②　県収入証紙は、銀行などで購入して下さい。

Ⅴ．【注 6】　建設業許可事務地方整備局等担当課一覧

地方整備局等名	担　当　課	電話番号	所　管　区　域
北海道開発局	事業振興部建設産業課	011－709－2311	北海道
東北地方整備局	建政部計画・建設産業課	022－225－2171	青森・岩手・宮城・秋田 山形・福島
関東地方整備局	建政部建設産業課	048－601－3151	茨城・栃木・群馬・埼玉 千葉・東京・神奈川 山梨・長野
北陸地方整備局	建政部計画・建設産業課	025－266－1171	新潟・富山・石川
中部地方整備局	建政部建設産業課	052－211－6501	岐阜・静岡・愛知・三重
近畿地方整備局	建政部建設産業課	06－6942－1141	福井・滋賀・京都・大阪 兵庫・奈良・和歌山
中国地方整備局	建政部計画・建設産業課	082－221－9231	鳥取・島根・岡山 広島・山口
四国地方整備局	建政部計画・建設産業課	087－851－8061	徳島・香川・愛媛・高知
九州地方整備局	建政部計画・建設産業課	092－471－6331	福岡・佐賀・長崎・熊本 大分・宮崎・鹿児島
沖縄総合事務局	開発建設部建設行政課	098－866－0031	沖縄

Ⅵ．答弁書記載例

【注 1】

平成　　年（調）第　　号事件

答　　弁　　書

【注 2】

平成　　年　　月　　日

島根県建設工事紛争審査会　　御中

【注 3】【注 4】

〒○　○○県○○市○○町○丁目○番○号　TEL（000）00 － 0000
被　申　請　人　　○○建設株式会社
同代表者代表取締役　　○○　○○
〒○　○○県○○市○○町○丁目○番○号　TEL（000）00 － 0000
被申請人代理人（弁護士）　○○　○○　　印

1．請求を求める事項に対する答弁【注 5】

申請の趣旨を争う。

（申請のうち、○○については認め、その余は争う。）

2．紛争の問題点及び交渉経過の概要に対する答弁【注 6】

(1) 紛争の問題点及び交渉経過の概要（1）中「代金の支払は完了している。」の部分については否認し、その余は認める。

(2) 同（2）①外装タイルのはがれ中「引渡し直後から……合意した。」の部分については認めるが、「しかし、……補修工事を行わせた」の部分は争う。

「この補修工事に要した費用は金○○万円であった」の部分は不知。

(3) 同（2）②の設計と異なる電気器具の取付けについては、認める。

(4) ……

(5) 同（3）については争う。

3．被申請人の主張【注 7】

(1) 本件工事に関しては、平成○○年○月○○日に申請人と被申請人との間で○○○の追

加工事を行うことを合意し、同年〇月〇〇日に当該追加工事は完了しているが、この追加工事の代金〇〇万円が未だに支払われていない。（乙第 1 号証・乙第 2 号証）

(2) 外装タイルのはがれの補修については、両者間に合意が成立したのは申請人の主張のとおりであるが、当該補修工事については、申請人の連絡をまって始めることとされていた。被申請人は、いつでも工事に取りかかれるよう準備をしていたが、申請人は、被申請人に何等連絡することなく、別の業者に補修工事を行わせたのであるから、被申請人がその費用を負担する理由はない。

(3) 電気器具が設計と異なっていたこと、その差額は〇〇万円であることは、申請人の主張のとおりであるが、その差額については、既に工事代金から減額しており、被申請人がこの差額分を支払う理由はない。（乙第 3 号証）

(4) ……

(5) よって、被申請人は、申請人に対して追加工事代金を請求する権利を有してはいるが、申請人に対して瑕疵補修代金を支払う義務はない。【注 8】

添　付　書　類

委　任　状【注 9】

証　拠　書　類【注 10】

乙第 1 号証　　追加工事の打ち合わせメモ
乙第 2 号証　　追加工事代金の請求書
乙第 3 号証　　工事代金請求書
乙第 4 号証　　……

答弁書は、A4 版、横書、左とじ
提出部数は、Ⅳの１の（4）参照

【答弁書作成上の注意】

【注 1】　事件番号を明記して下さい。

【注 2】　答弁書を実際に提出する年月日を記載します。

【注 3】　被申請人の表示

① 被申請人が個人の場合は、個人名を記載し、押印します。

② 被申請人が法人の場合は、法人名及び代表者の役職及び氏名を記載し、押印します。

③ 代理人が答弁する場合は、その氏名を記載し、代理人が押印します。

④ 申請人の親族の名義や、支店長など代表権のない人の名義で答弁するときは、代理人として記載します。

（ただし、審査会は、弁護士でない者が代理人となることを認めないことがあります。）

【注 4】　被申請人及び代理人の住所及び電話番号を必ず記載して下さい。

【注 5】　申請書に記載された調停（あっせん・仲裁）を求める事項について、争うか認めるかを簡潔に記載します。

【注 6】　申請書に記載された争点ごとに、争うか認めるかを簡潔に記載します。

【注 7】　被申請人の主張

① 争点ごとに、被申請人の主張を必要な範囲で記載します。

② 申請人のみならず、第三者である審査会の委員が十分理解できるように、分かり易く、できる限り証拠を示して記載して下さい。

【注 8】　被申請人が申請人に反対請求をする場合には、別途申請料を納付して調停（あっせん・仲裁）の申請をしていただく必要があります。

この場合二つの事件は原則として併合され、同一の手続の下に審理を進めていくこととなります。

【注 9】　紛争処理権限を代理人に委任する場合に提出します。

【注 10】　証拠書類

① 被申請人が提出する証拠書類は「乙」号証とします。なお、申請人が提出する証拠書類は「甲」号証とします。

② 被申請人が提出する証拠書類には、赤書で「乙第〇〇号証」と一連番号をふって下さい。

写真のように数枚で一組でなっているものについては、乙第〇〇号証の 1，2，‥のように枝番号をふって下さい。

③ 証拠書類には、号証ごとにﾍﾟｰｼﾞをふって下さい。

Ⅶ. 委任状書式例

委　　任　　状

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。【注 1】

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇法律事務所　　電話　〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
FAX　〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
弁護士　〇〇　〇〇

記

1．〇〇〇〇を被申請人として、島根県建設工事紛争審査会に調停申請をなす件及びこれに関する一切の権限【注 2】

1．弁済の受領に関する一切の権限【注 3】

1．申請の取下の件

上記代理委任状に署名捺印してこれを証します。

平成　　年　　月　　日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇会社
代表取締役　　〇〇〇〇　印

【注 1】　親族、会社副社長等、弁護士でない者を代理人とする場合には、その委任理由を付記して下さい。

【注 2】　被申請人が紛争処理権限を代理人に委任する場合は、「島根建設工事紛争審査会平成〇〇年（調）第〇〇号事件に関する一切の権限」と記載します。

【注 3】　紛争処理の結果、相手方から金銭等の弁済がなされたときに、その受領権限を委任する場合に記入します。

Ⅷ．都道府県建設工事紛争審査会事務局の住所・電話番号一覧

都道府県	担当部局	住所		電話番号
北海道	建設部建設管理室建設情報課紛争審査	〒060－8588	札幌市中央区北３条西６	011－231－4111（内 29721）
青森県	県土整備部監理課建設業振興グループ	〒030－8570	青森市長島１－１－１	017－722－1111（内 4235）
岩手県	県土整備部建設技術振興課建設業係	〒020－8570	盛岡市内丸 10－１	019－651－3111（内 5954）
宮城県	土木部事業管理課建設業班	〒980－8570	仙台市青葉区本町３－８－１	022－211－2111（内 3116）
秋田県	建設交通部建設管理課企画・建設業班	〒010－8570	秋田市山王４－１－１	018－860－1111（内 2426）
山形県	土木部建設業調整室建設業係	〒990－8570	山形市松波２－８－１	023－630－2211（内 2572）
福島県	土木部監理課建設業係	〒960－8670	福島市杉妻町２－16	024－521－1111（内 3511）
茨城県	土木部監理課建設業担当	〒310－8555	水戸市笠原町 978－６	029－301－1111（内 4334）
栃木県	土木部監理課建設業担当	〒320－8501	宇都宮市塙田１－１－20	028－623－2390（直）
群馬県	土木部監理課建設業グループ	〒371－8570	前橋市大手町１－１－１	027－223－1111（内 3520）
埼玉県	県土整備部県土整備総務課訟務担当	〒336－8501	さいたま市高砂３－１５－１	048－824－2111（内 5262）
千葉県	土木部管理課建設業班	〒260－8667	千葉市中央区市場町１－１	043－223－3110（直）
東京都	都市計画局市街地建築部調整課建設工事紛争調整担当	〒163－8001	新宿区西新宿２－８－１	03－5321－1111（内 30761 ～ 3）
神奈川県	県土整備部建設業課調査指導班	〒231－8588	横浜市中区日本大通１	045－210－1111（内 6307）
山梨県	土木部土木総務課建設業担当	〒400－8501	甲府市丸の内１－６－１	055－237－1111（内 7082）
長野県	土木部監理課建設業係	〒380－8570	長野市南長野字幅下 692－２	026－232－0111（内 3319）
新潟県	土木部監理課建設業室担当	〒950－8570	新潟市新光町４－１	025－285－5511（内 3203）
富山県	土木部管理課業務係	〒930－8501	富山市新総曲輪１－７	076－431－4111（内 4035）
石川県	土木部監理課建設業係	〒920－8580	金沢市広坂２－１－１	076－261－1111（内 3520）
岐阜県	建設管理局建設政策課建設業係	〒500－8570	岐阜市薮田南２－１－１	058－272－1111（内 3647）
静岡県	土木部建設政策総室建設業室指導契約係	〒420－8601	静岡市追手町９－６	054－221－3057（直）
愛知県	建設部建設総務課建設業グループ	〒460－8501	名古屋市中区三の丸３－１－２	052－961－2111（内 2881）
三重県	県土整備部建設業・入札契約制度改革チーム	〒514－8570	津市広明町 13	059－224－2660（直）
福井県	土木部監理課建設業グループ	〒910－8580	福井市大手３－17－１	0776－21－1111（内 3314）
滋賀県	土木交通部監理課建設業担当	〒520－8577	大津市京町４－１－１	077－524－1121（内 4114）

京都府	土木建築部指導検査課建設業係	〒602－8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075－451－8111（内 5222）
大阪府	建築都市部建築振興課建設指導グループ	〒540－8570	大阪市中央区大手前2－1－22	06－6941－0351（内 3080）
兵庫県	県土整備部企画調整局契約・建設業室建設業係	〒650－8567	神戸市中央区下山手通5－10－1	078－341－7711（内 4576）
奈良県	土木部監理課建設業係	〒630－8501	奈良市登大路町 30	0742－22－1101（内 4117）
和歌山県	土木部土木総務課建設業班	〒640－8585	和歌山市小松原通り 1－1	073－432－4111（内 3064）
鳥取県	県土整備部管理課建設業係	〒680－8570	鳥取市東町 1－220	0857－26－7111（内 7347）
島根県	土木部土木総務課建設産業対策室	〒690－8501	松江市殿町 1	0852－22－5111（内 5185）
岡山県	土木部監理課建設業係	〒700－8570	岡山市内山下 2－4－6	086－224－2111（内 4860）
広島県	土木建築部管理総室総務室	〒730－8511	広島市中区基町 10－52	082－228－2111（内 3813）
山口県	土木建築部監理課経理・建設業班	〒753－8501	山口市滝町1－1	083－922－3111（内 3629）
徳島県	県土整備部建設管理課建設業指導担当	〒770－8570	徳島市万代町 1－1	088－621－2500（内 2623）
香川県	土木部土木監理課契約・建設業グループ	〒760－8570	高松市番町 4－1－10	087－831－1111（内 4126）
愛媛県	土木部土木管理課建設業係	〒790－8570	松山市一番町 4－4－2	089－941－2111（内 3813）
高知県	土木部監理課建設業班	〒780－8570	高知市丸の内 1－2－20	088－823－1111（内 2815）
福岡県	建築都市部建築指導課建設業係	〒812－8577	福岡市博多区東公園 7－7	092－651－1111（内 4677）
佐賀県	土木部監理課建設業班	〒840－8570	佐賀市城内 1－1－59	0952－24－2111（内 2622）
長崎県	土木部監理課建設業指導班	〒850－8570	長崎市江戸町 2－13	095－824－1111（内 3014）
熊本県	土木部監理課建設業係	〒862－8570	熊本市水前寺 6－18－1	096－383－1111（内 6019）
大分県	土木建築部監理課建設業係	〒870－8501	大分市大手町 3－1－1	097－536－1111（内 4515）
宮崎県	土木部管理課建設業係	〒 880 一 8501	宮崎市橘通東 2－10－2	0985－24－1111（内 2918）
鹿児島県	土木部監理用地課建設業係	〒890－8577	鹿児島市鴨池新町 10－1	099－286－2111（内 3491）
沖縄県	土木建築部土木企画課建設業指導契約班	〒900－8570	那覇市泉崎 1－2－2	098－866－2384（直）

Ⅸ. 主張整理表

紛争に係る争点が多数・複雑な場合に、当事者の主張する内容を整理し、紛争処理を円滑に行うため、審査会から当事者に対して主張整理表の作成を請求します。

ＮＯ.

申請人				被申請人	
番号	争点	主　張	請求内容又は金額	反　論	認める内容又は金額
		請求金額の合計		認める金額の合計	

【主張整理票作成上の注意】

1　番号　申請人が、１，２，３と順に記載して下さい。

2　争点

申請人が、争点となっている項目等を記載して下さい。（図面・写真等がある場合は箇所等を図示し番号を記したうえで添付して下さい。）

申請人が注文者の場合の例：１階客間の窓

申請人が請負人の場合の例：追加施工した配線工事

3　主張

申請人が、争点となっている項目等について、主張する内容及び理由等を具体的に記載して下さい。

申請人が注文者の場合の例：説明も無いまま設計と違う高価な材料を使用した。
引渡し直後に瑕疵が見つかった。

申請人が請負人の場合の例：注文者の希望で追加施工したが代金が支払われない。

4　請求内容又は金額

申請人が、争点となっている項目等について、請求する内容又は金額等を記載して下さい。

申請人が注文者の場合の例：損害賠償○○円請求、瑕疵補修請求

申請人が請負人の場合の例：追加工事代金○○円請求

5　反論

被申請人が、申請者の主張する内容及び理由等について、反論する内容及び理由等を記載して下さい。（申請者の主張を認める場合は、「認める」と記載して下さい。）

被申請人が注文者の場合の例：希望した内容と違う高価な材料を使用していた。
引渡し直後に瑕疵が見つかった。

被申請人が請負人の場合の例：注文者から高価な材料の使用に対する承諾を得た。
引渡し後に注文者が生じさせた瑕疵である。

6　認める内容又は金額

被申請人が、申請人の請求する内容又は金額等について、認める内容又は金額等を記載して下さい。

被申請人が注文者の場合の例：○○円のみを支払う。

被申請人が請負人の場合の例：○○円のみを支払う。瑕疵補修を行う。

【中央建設工事紛争審査会連絡先】

〒１００　東京都千代田区霞が関２－１－３

電話　０３－５２５３－８１１１（内線２４７６４）

国土交通省総合政策局建設業課

【島根県建設工事紛争審査会連絡先】

〒６９０　島根県松江市殿町１番地

電話　０８５２－２２－５１８５・５３８８

島根県土木部土木総務課建設業産業対策室